

# 中間検査が必要となる 建物が変わります

新潟市告示第166号により、平成27年4月1日から中間検査の対象となる構造、規模及び用途が変わります。

## 【旧】建築物の構造、規模及び用途

新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号の一に該当するもの

- (1) 建築基準法別表第1(イ)欄第(1)項から第(4)項に掲げる用途に供する2階以上の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物
- (2) 階数が2の共同住宅
- (3) 階数が2以上の長屋
- (4) 階数が3以上の一戸建ての住宅(併用住宅を含む)
- (5) 分譲を目的とする、階数が2以上かつ床面積が50平方メートルを超える一戸建ての住宅(兼用住宅を含む。)



## 【新】建築物の構造、規模及び用途

新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号の一に該当するもの

- (1) 建築基準法別表第1(イ)欄第(1)項から第(4)項に掲げる用途に供する2階以上の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物、ただし、共同住宅を除く
- (2) 階数が2以上の共同住宅
- (3) 階数が2以上の長屋
- (4) 分譲を目的とする、階数が2以上かつ床面積が50平方メートルを超える一戸建ての住宅(兼用住宅を含む。)

### ★改正点★

- ・階数が2以上の共同住宅のすべてが対象となります。
  - ・階数が3以上の一戸建ての住宅は対象外となります。
- ※但し、分譲を目的としたものは、対象となります。

※平成27年4月1日以降に確認申請受付から運用します。

詳細は、新潟市HPに公開されている「中間検査の手引き」をご覧ください。